毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

規　則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（七三・総合防災課）……1
○秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則（七四・人事課）……1
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（七五・人事課）……2
○秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（七六・人事課）……2
○秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則（七七・税務課）……2
○秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則（七八・医務薬事課）……4
○秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（七九・労働政策課）……4
○租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則（八〇・都市計画課）……5

訓　令

○秋田県人事事務取扱規程及び秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令（一七・人事課）……5

規　則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第七十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十九年秋田県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号㈡(2)中「二百四十三万三千円」を「二百三十八万五千円」に改め、同号㈡(6)中「第八十五条第三項」を「第八十五条第四項」に改め、同号㈡(6)を同号㈡(7)とし、同号㈡中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5)　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。

別表第一第六号㈡中「五十一万九千円」を「五十一万円」に改め、同表第八号㈠中「及び中学校生徒」を削り、「養護学校」の下に「（以下「特殊教育諸学校」という。）」を加え、「及び中学部生徒」を削り、「含む」の下に「。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう」を加え、同号㈢(1)を次のように改める。

(1)　教科書代

ア　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

イ　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

別表第一第八号㈢(2)に次のように加える。

ウ　高等学校等生徒　一人当たり　四千八百円

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第七十四号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則（昭和二十八年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号に規定する」を「に定める」に改め、同条第二号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第四条中「は、左の各号に規定する」を「の額は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「払いもどし」を「払戻し」に、「但し」を「ただし」に改め、「により」の下

に「支給を」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「又は外国への旅行に伴う支度のため」を削り、「条例」の下に「の規定」を加え、「又は支度料」を「の額」に改め、同条第三号中「買入」を「買入れ」に改め、「条例」の下に「の規定」を加える。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の秋田県旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第七十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年秋田県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号中「人事委員会事務局総務課長」を「人事委員会事務局職員課長」に改め、同表第七号中「労働委員会事務局審査課長」を「労働委員会事務局審査調整課長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第七十六号

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例施行規則（昭和三十二年秋田県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の各号」を削り、同条第二項及び第三項中「または」を「又は」に、「には、この」を「は、この」に改め、同条第四項を削る。

第二十一条第一項中「の各号」を削り、「添付して、」の下に「これを」を加え、同項第二号中「請求書」を「請求者」に改め、同項第三号中「または」を「又は」に改め、同条第二項中「の規定において準用する」を「において準用する条例」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「または」を「又は」に改める。

第四十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、「添付して、」の下に「これを」を加え、同項第一号中「または」を「又は」に改め、同項第二号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同項第三号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「明瞭に」を「明白に」に改め、同条第二項中「よつて」を「より」に、「または」を「又は」に改め、同条第三項中「認められたとき、または」を「認められる場合又は」に改め、同条第四項中「昭和の奇数年」を「平成の偶数年」に改める。

第五十七条中「おいて」を削り、「表の」を「表に」に改め、同条の表様式第六号の項、様式第七号の項及び様式第九号の項中「、同条第四項」を削り、同表様式第十号の項中「第五条第四項、」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第七十七号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号を削り、同項第二号中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に、「第四条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十五条の表中「第二十四条の四第六項」の下に「、令第二十四条の四の二、令第二十四条の四の三第三項及び令第二十四条の五」を加え、「法人事業税分割基準等修正請求書」を「法人事業税分割基準修正等請求書」に改める。

第三十二条第一項中「特別徴収義務者は、」の下に「当該承認を受けている同条第一項の規定により保存しなければならない書類（以下この条において「書類」という。）について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合にあつては」を加え、「条例第九十五条第一項の規定により保存しなければならない書類（以下この条において、単に「書類」という。）に係る条例第九十五条第二項に規定する」を

「書類に記載されている事項を同条第四項に規定する装置により電磁的記録に記録する場合にあつては同条第五項及び第六項の規定の例により、当該承認を受けている書類に係る」に改め、「（以下この条において「電磁的記録」という。）」を削り、同条第二項中「条例第九十五条第二項に規定する」及び「（以下この条において「電子計算機出力マイクロフィルム」という。）」を削る。

第四十七条の表中「及び条例第百三十六条の三第二項」を「（条例第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

様式第八十三号中「秋田県徴税吏員　㊞」を「秋田県　地域振興局　秋田県徴税吏員　㊞」に、「、債権を差し押えたから、この通知書到着次第」を「債権を差し押さえますから、履行期限までに」に、「支払い」を「支払つて」に、「後」を「後に」に改め、「対して」を削り、「主なる」を「主たる」に、「完納」を「、完納」に改める。

様式第百六十号の三中「様式第160号の３」を「様式第160号の３　法人県民税分割基準修正請求書」に、「法人県民税事業税の分割基準等修正（更正）請求書」を「法人県民税法人事業税分割基準修正等請求書」に、「下記」を「次の」に、「第58条第４項、第72条の49第　項の」を「第58条第４項第72条の49第　項の」に、「修正・更正される」を「修正（更正、決定）される」に改める。

様式第百六十号の四中「年　月　日から　年　月　日までの事業年度分の申告・更正・決定による分割基準を次のとおり修正・決定したので、通知します。」を「地方税法第58条第　項第72条の49第３項の規定により、　年　月　日までの事業年度分の申告（更正、決定）とおり修正（決定）したので、通知します。

月　日から　年　による分割基準を次の」に改める。

様式第百七十三号中「様式第173号　法人事業税の確定申告書提出期限の延長等に係る通知書」を「様式第173号　法人事業税の確定申告書提出期限の延長等に係る通知書」に、「法人事業の」を「法人事業税の」に、「下記のとおり延長の処分をした旨の届出があつたので」を「次のとおり延長の処分をした旨の届出があつたので」に、「第　条第　項」を「第24条の３第６項（第　条の　第　項において準用する同令第24条の３第６項）」に、「通知します」を「、通知します」に改める。

様式第二百五十一号その三中

当該車両の県内における全走行キロ数　①	①のうち県内における生活路線走行キロ数　②

を

当該車両の県内における全走行キロ数　④	④のうち県内における生活路線走行キロ数　⑤

に、「②／①」を「⑤／④」に改める。

様式第二百五十一号の五中「第134条第４項第136条の２第２項の」を「第134条第４項（第136条の３第２項において準用する同条例第134条第４項）の」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（法人事業税に関する経過措置）

2　この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第二十四条第二項第一号又は第二号の規定に該当する法人が次に掲げる事業年度に係る事業税について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の三十八の二第一項又は第六項の規定による徴収猶予の申請をした場合における当該法人は、この規則による改正後の秋田県県税条例施行規則第二十四条第二項の規定にかかわらず、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十二条の二第二項に規定する法人に該当するものとする。

一　中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号。次号において「改正法」という。）附則第四条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発等事業計画の計画期間を含む事業年度

二　改正法による改正前の中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画の計画期間を含む事業年度

（様式に関する経過措置）

3　旧規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第七十八号

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

第一条　秋田県立衛生看護学院学則（昭和五十四年秋田県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（修業年限、入学定員及び総定員）」に改め、同条中「及び入学定員」を「、入学定員及び総定員」に改め、同条の表中

「

入学定員
四〇人
一五人

」を

入学定員	総定員
四〇人	四〇人
一五人	一五人
五〇人	一五〇人
四五人	九〇人

に改める。

第十一条中「様式第一号の二」を「様式第二号」に改め、「添えて、」の下に「これを」を加え、同条第三号中「脱帽」を「無帽」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

様式第二号を削る。

様式第一号の二中「脱帽」を「津帽」に改め、同様式を様式第二号とする。

第二条　秋田県立衛生看護学院学則の一部を次のように改正する。

第三条の表中

「

五〇人	一五〇人

」を

「

四〇人	一二〇人

」

に改める。

附　則

1　この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成十八年四月一日から施行する。

2　平成十八年度及び平成十九年度の各年度の秋田県立衛生看護学院の看護科三年課程の総定員は、第二条の規定による改正後の秋田県立衛生看護学院学則第三条の規定にかかわらず、平成十八年度にあっては百四十人とし、平成十九年度にあっては百三十人とする。

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県規則第七十九号

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号を削り、同条第三項中「の各号」を削る。

様式第一号中「（明大昭）」を削り、

「

法・炭鉱離職者臨時措置法該当者の有無	駐留軍 有・無	炭鉱 有・無	受給期間
			(6) 駐留軍関係離職者等臨時措置

」を

「

	受給期間

」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第八十号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則

（租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則（昭和四十九年秋田県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十三号ハ又は第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ又は第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同条第二項第五号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第八条中「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第六十二条の三第四項第十四号ハ」に、「第三十一条の二第二項第十三号本文及び第六十二条の三第四項第十三号本文」を「第三十一条の二第二項第十四号本文及び第六十二条の三第四項第十四号本文」に改める。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

（租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部改正）

第二条　租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則（昭和四十九年秋田県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同条第二項第二号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三条中「第三十一条の二第二項第十四号ニ又は第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

秋田県訓令第十七号

庁中一般
各地方機関

秋田県人事事務取扱規程及び秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のよう

に定める。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県人事事務取扱規程及び秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令

（秋田県人事事務取扱規程の一部改正）

第一条　秋田県人事事務取扱規程（昭和四十二年秋田県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「添えて」を「添えて、これを」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は人事委員会規則一三一〇（一般職の任期付職員の採用等）第三条第一項」に、「添えて」を「添えて、これを」に改め、同条第三項中「添えて」を「添えて、これを」に改める。

別表第二第一号(2)中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同号(3)(ア)及び(イ)中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号(3)中(オ)を(ク)とし、(エ)の次に次のように加える。

(オ)　特定業務等従事任期付職員（常勤）として役付職員に採用する場合	秋田県事務（技術）吏員に任命する ○○部○○課長を命ずる 任期は○年○月○日までとする 職務の級を○○職○級に決定する ○号給（○○円）を給する 支給期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
(カ)　特定業務等従事任期付職員（常勤）として役付職員以外の吏員に採用する場合	秋田県事務（技術）吏員に任命する ○○を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は○年○月○日から○年○月○日までとする 任期は○年○月○日までとする 職務の級を○○職○級に決定する ○号給（○○円）を給する 初任給調整手当月額○○円を給する 支給期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
(キ)　特定業務等従事任期付職員（短時間勤務）として採用する場合	秋田県事務（技術）吏員に任命する ○○を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は○年○月○日から○年○月○日までとする 任期は○年○月○日までとする 職務の級を○○職○級に決定する ○号給（月額○○円）を給する ○○部○○課勤務を命ずる	

別表第二第一号(7)(ア)及び(ウ)、同号(8)並びに同号(9)中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同表第二十五号(13)中「第4条第1項（第5条第1項」を「第6条第1項（第6条第2項、第7条第1項、第7条第2項」に改める。

様式第二二中「第2条第1項（第2項」を「第2条第　項（第3条第　項、第4条第　項」に改め、「6　任期を定めて採用する根拠規定」を削る。

（秋田県職員服務規程の一部改正）

第二条　秋田県職員服務規程（昭和四十二年秋田県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条並びに第七条第1項及び第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

附　則

この訓令は、平成十七年七月八日から施行する。

発行者　秋田県　秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）
印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号　株式会社　松原印刷社　電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五　E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号　松原繁雄

R100 古紙配合率100%